

群馬県漁業調整規則の一部改正について

資料 2-1 都道府県漁業調整規則について

資料 2-2 都道府県漁業調整規則の改正について（水産庁資料）

資料 2-3 群馬県漁業調整規則一部改正の概要

資料 2-4 都道府県漁業調整規則例 ー抜粋ー

都道府県漁業調整規則について

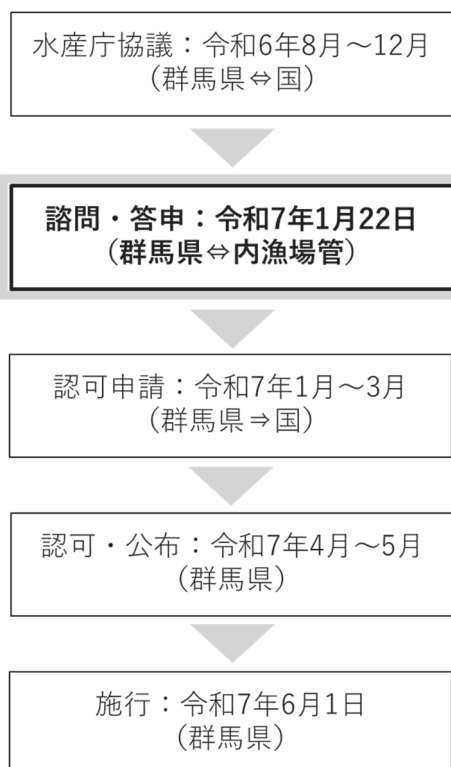
1 法的位置付け等

漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第7項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定により、漁業調整、水産資源の保護培養について都道府県が農林水産大臣に認可を受けて定める規則である。規則を定めるにあたり知事は、漁業法第119条第8項、第171条第4項及び水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき内水面漁場管理委員会の意見を聴く必要がある。

2 内容

- （1）漁業の許可、許可の申請及び有効期間
- （2）水産動植物の採捕・処理に関する制限・禁止
- （3）水産動植物もしくはその製品の販売や所持に関する制限・禁止
- （4）漁具の制限等
- （5）違反した場合の罰則等

3 制定や改正の流れ



漁業法抜粋

（漁業調整に関する命令）

第百十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）

二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 漁業者の数又は資格に関する制限

3～6 略

7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

（内水面漁場管理委員会）

第百七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2～3 略

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第1項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

水産資源保護法抜粋

（水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令）

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要

があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
- 二 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
- 三 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2～5 略

6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会）の意見を聴かななければならない。

8～9 略

都道府県漁業調整規則の改正について (刑法ハネ等に係る改正)

令和6年6月19日

水産庁資源管理部管理調整課

都道府県漁業調整規則とは

□ 漁業法第57条、119条、水産資源保護法第4条の委任を受け**都道府県が定める規則**

□ 農林水産**大臣の認可**を受ける必要

- ✓ 漁業法第57条・・・知事許可漁業に関すること
- ✓ 漁業法第119条・・・漁業調整のための規制
- ✓ 水産資源保護法第4条・・・水産資源の保護培養のための規制

※ 都道府県漁業調整規則の制定については、地方自治法第2条第9項第1号に規定される**法定受託事務**（漁業法第187条）

※ 漁業法及び水産資源保護法を根拠とする規則であり、**地方自治法第15条の規則とは異なる。**

この資料において、漁業法は「法」→ **5** 水産資源保護法は「水資法」、
都道府県漁業調整規則は「規則」という。

今回の改正内容について

①漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（VMSに関する改正）

規則例第53条第1項の次に次の第2項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

②刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（刑法八ネ改正）

規則例第61条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

③文言修正

規則例第61条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第62条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

今回の改正理由・作業について

資料2-2

① VMSに関する改正、② 刑法ハネ改正

一部改正する法律の施行に伴う規則の手当。

③ 文言修正

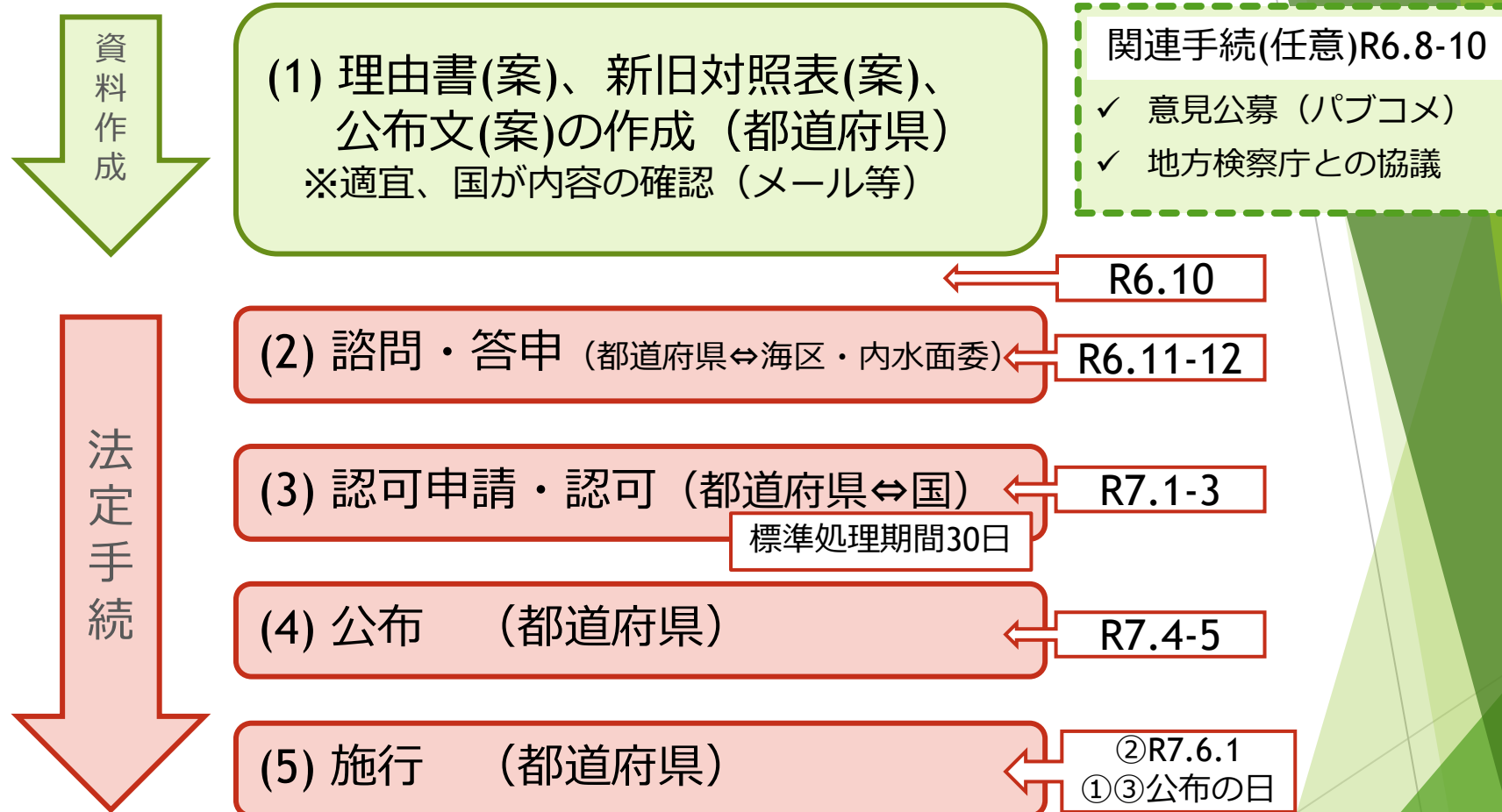
従来から規則例第61条,第62条は自然人が対象となる罰則。
(第63条で両罰規定について規定。)

第61条,第62条が自然人を対象とすることを明確化する。



- ・ 形式的な改正となるため、公布文案、新旧対照表案、理由書案を共有。
- ・ それぞれの都道府県（内水面）漁業調整規則に当てはめて、改正の認可に必要な資料を作成。
- ・ 共有の案に則って作成した資料については、事前協議は不要。
- ・ 併せて別の条項を改正する場合は、通常通り事前協議が必要。

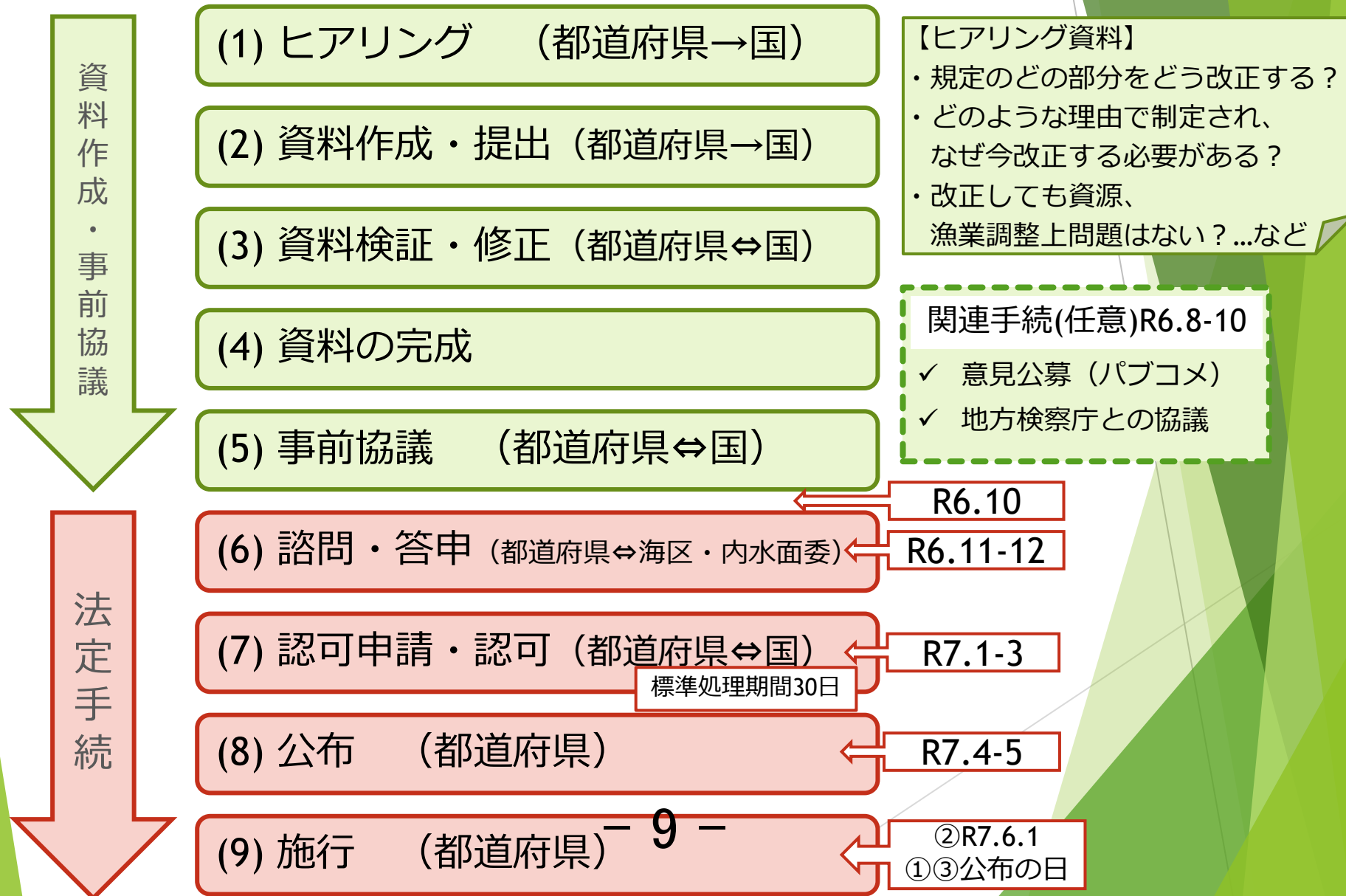
①～③の改正のみの場合



➤ ①～③の改正のみの場合、共有した理由書案、新旧対照表案、公布文案を使用し作成することとなるため、事前協議は不必要

併せて改正を行う場合（通常の規則改正）

資料2-2



5/28 共有済の質問

Q1. 改正についての流れ等、基本的なことを知りたい。

→ 昨年の都道府県漁業調整担当者会議で説明した資料を添付。

3 ページ目に改正の流れがあるため参考にしてほしい。

Q2. 改正の諮問について、スケジュールには海区委のみ記載されているが、内水面漁場管理委員会への諮問は必要ないのか？

→ 内水面の規則に係る改正については内水面漁場管理委員会への諮問が必要。
漁業調整規則の内容を確認のこと。

多くの都道府県では内水面委の諮問も必要になるため、スケジュールに追記。

Q3. ③漁業法ハネ改正（VMSに関連）については、施行はいつの予定か？

→ 国会に提出されている法律案では、公布の日から起算して20日を経過した日となっている。なお、③の改正は、漁業法の改正施行までには現実的に間に合わないので、準備が出来次第、対応することとする。

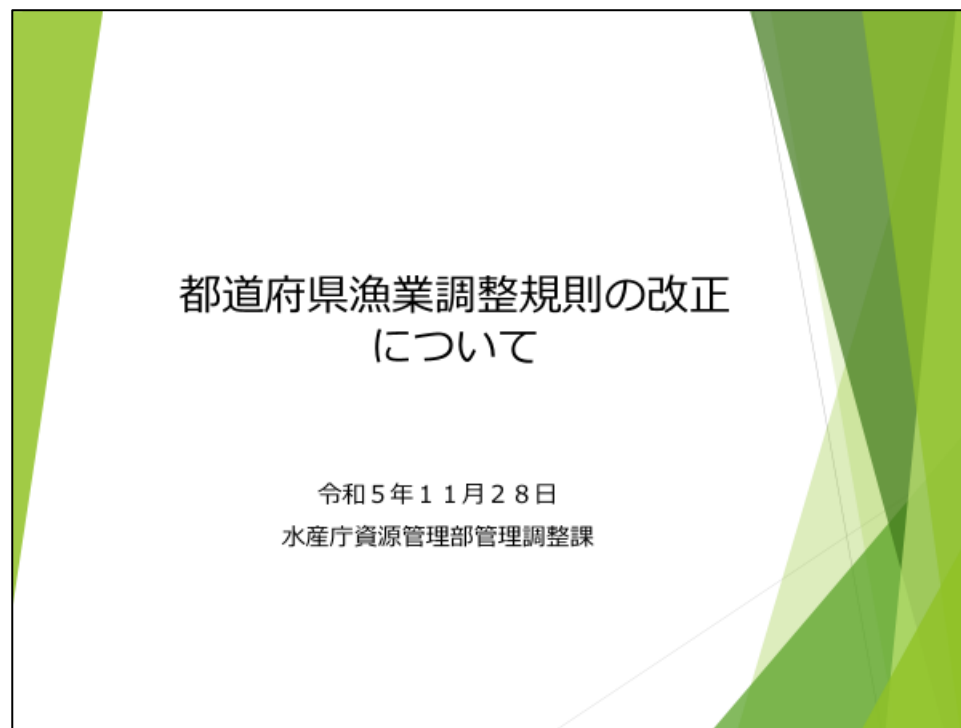
※ 漁業調整規則の当該条（例第52条）については、漁業法の内容を確認的に規定している部分であるため、規則改正の前においても改正後の漁業法が適用される。

Q4. ①刑法ハネ改正は他の県規則と同時に一括改正するため、①と②+③を分けて改正しても構わないか。

→ 2 回に分けて改正していただくことは可能。①刑法ハネ改正を一括改正する場合も、水産庁への認可申請、認可は必要なため注意。

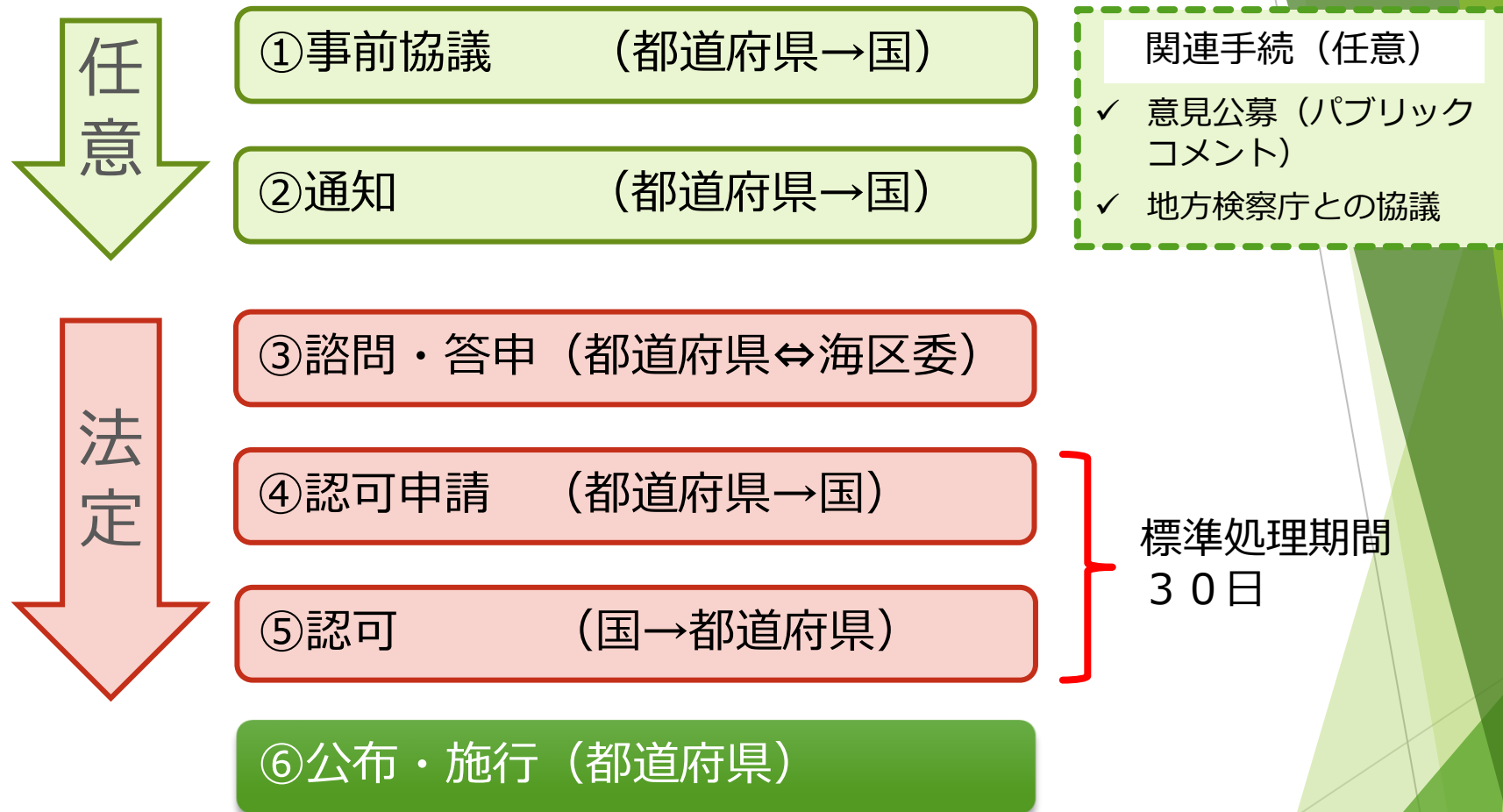
以下、令和5年度都道府県漁業調整担当者会議発表スライド
(@鹿児島 令和5年11月28日)

※今回使用したスライドを除く



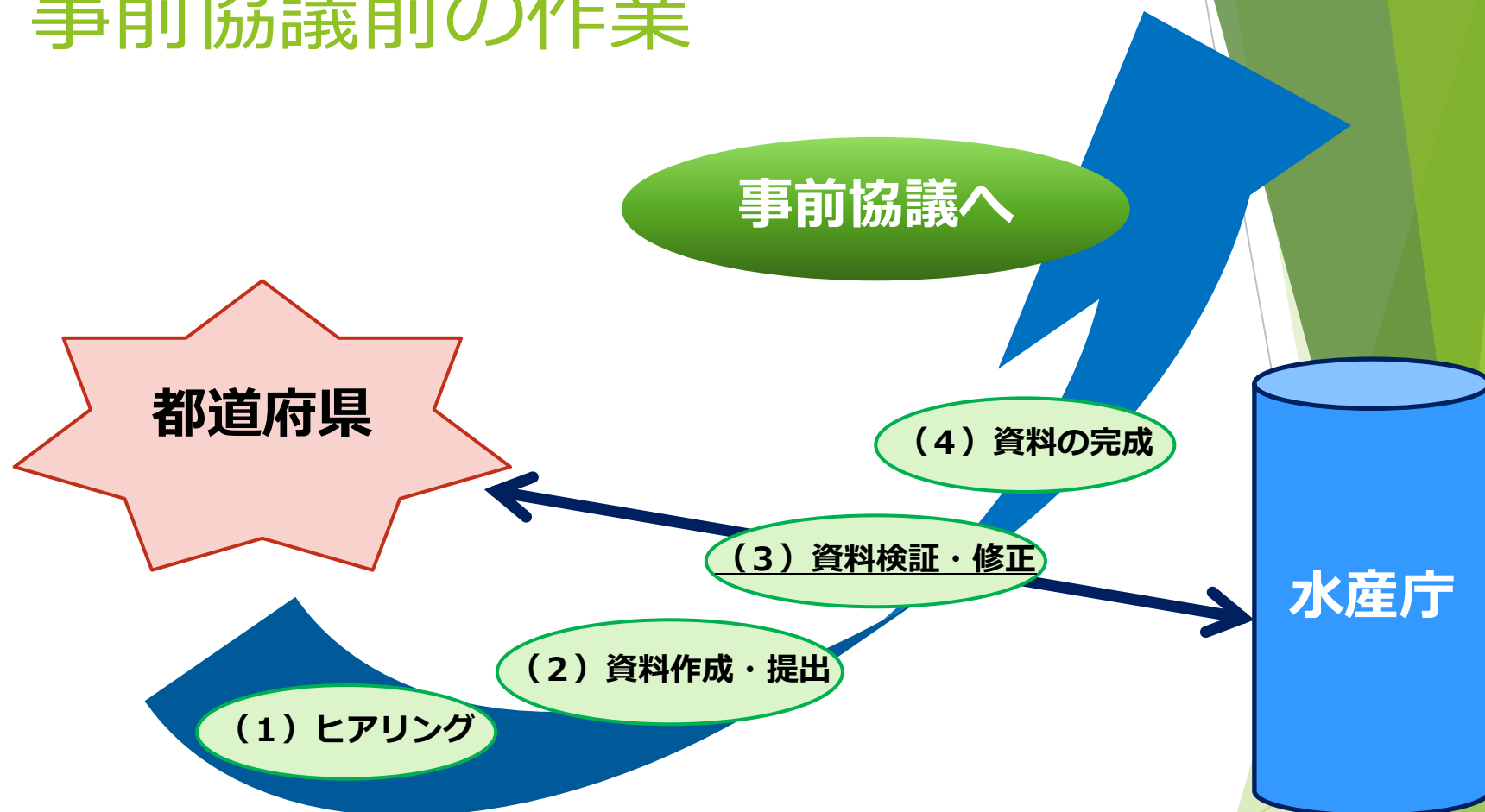
調整規則の制定及び改正の流れ

資料2-2



- 事前協議は、認可申請の段階での手戻りを防ぐために行うもの
- 認可申請は、事前協議と同じ内容で行う必要

事前協議前の作業



【改正資料】

- ① 公布文案（都道府県法規部門と打合せ済みのもの）
- ② 新旧対照表（都道府県によっては①に含まれている）
- ③ 改正理由及び改正内容
- ④ 参照資料（③改正理由及び改正内容の裏付けとなるもの）
- ⑤ 現行規則

事前協議

【通知】 都道府県漁業調整規則の改正手続について
(S31.5.15 漁業調整第一課長、漁業調整第2課長)

従来、都道府県漁業調整規則（漁業調整規則、内水面漁業調整規則、小型機船底びき網漁業調整規則）を改正する認可申請に際し、その内容が不適當であったり、又は改正規則を施行すべき時日の切迫等の関係で、当庁で充分検討する時間がない等円滑な認可手続が行われ得ない向も見受けられるので今後は、**事前にそれぞれ、当庁所管課に下打合せ（なるべく文書による）を行った後に認可申請書を提出すること**とし、又は改正規則の施行期日が限定されているものについては、相当早目に申請書を提出するようされたい。

農林水産大臣による認可

【法第57条第6項、法第119条第7項、水資法第4条第6項】
都道府県知事は、規則を制定し、又は改廃しようとするときは、
農林水産大臣の認可を受けなければならない。

【農林水産大臣の認可を必要する理由】

- ✓ 複数の都道府県の管轄する水域をまたがって漁業が営まれていることがあること
- ✓ 都道府県の管轄する水域をまたいで移動する水産動植物があること
- ✓ 水面における都道府県の境界が画定していない場合が多いこと
- ✓ 広域的な資源管理に影響を及ぼし、複数の都道府県の間での漁業調整問題を招くおそれがあること

規則の認可基準

【通知】 都道府県漁業調整規則の認可の基準及び
標準処理期間について（R2.5.28 水産庁長官）

- ✓ 漁業生産力の適正な発展に支障を及ぼすものではないと認められるもの。
- ✓ 当該申請に係る都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産資源の保存及び管理、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決並びに水産資源の保護培養の観点において支障がないと認められるもの。
- ✓ 不当に義務を課し、又は権利を制限すると認められる規定を有しないもの。
- ✓ 漁業取締り及び水産資源の保護培養の実効性を考慮したものであるもの。
- ✓ 漁業法、水産資源保護法又はこれらの法律に基づく命令の規定に適合しないと認められる規定を有せず、かつ、それらの文言との関係で解釈について疑義が生じない明確なもの。

改正理由及び内容について

- 前提として、都道府県で改正関連の情報を十分に把握していることが重要
- その上で、以下の状況について論理的に説明することが重要

- ① 現在ある規制を緩和（強化）する場合
 - ✓ そのままの規制の趣旨・理由
 - ✓ 規制を改正するだけの必要性＊
 - ✓ どのように改正をするのか
 - ✓ 改正による問題の有無（発生する場合は対応策も）
- ② 新たに規制を設ける場合
 - ✓ 現状（実態）
 - ✓ 規制を設けるだけの必要性＊

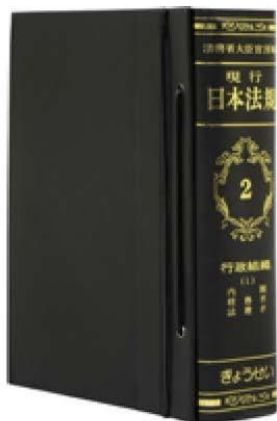
（以降は①と同様に整理）

円滑な認可のために

漁業法及び水産資源保護法の趣旨、規則例、認可の基準に照らして総合的に妥当であるか否かを判断するが、特に以下の点に留意

- ✓ 改正内容が漁業法及び水産資源保護法から委任された範囲か
- ✓ 他の法令との関係で問題がないか
- ✓ 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障がないか
- ✓ 参照資料によって改正理由及び改正内容が裏付けられているか など

参考資料



現行日本法規
(株式会社ぎょうせい)

法務省大臣官房編

全100巻137冊
判型 A5



ワークブック法制執務
(株式会社ぎょうせい)

法制執務研究会編
価格：¥4,400
判型 A5



最新公用文用字用語例集
(株式会社ぎょうせい)

ぎょうせい公用文研究会編
価格：¥1,800
判型 A5



法令作成の常識
(日本評論社)

林 修三(著)
価格：¥1,260
[単行本]



法令解釈の常識
(日本評論社)

林 修三(著)
価格：¥1,260
[単行本]



法令用語の常識
(日本評論社)

林 修三(著)
価格：¥1,260
[単行本]

群馬県漁業調整規則一部改正の概要

令和7年1月22日

農政部蚕糸特産課

水産庁が示した都道府県漁業調整規則例（資料1－4）に従い、所定の改正を行う。
内容は以下のとおりである。

（1） 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（旧規則第35条）

規則第35条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める

- ・ 刑法の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。
- ・ 改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。
- ・ このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

（2） 文言の適正化（旧規則第35条及び第36条）

規則第35条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第36条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

- ・ 両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化する。

群馬県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
第三十五条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は</u>、六月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三条第一項、第二十条から第二十七条まで、第二十八条第一項又は第二十九条の規定に違反した<u>とき</u>。 二 第七条第一項又は第二項の規定により付けた条件に違反した<u>とき</u>。 三 第十一条第二項、第十二条第一項又は第二十八条第二項の規定に基づく命令に違反した<u>とき</u>。 2 (略) 第三十六条 第十四条第一項（第三十条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した<u>ときは、当該違反行為をした者は</u>、科料に処する。	第三十五条 次の各号のいずれかに該当する<u>者は</u>、六月以下の<u>懲役</u>若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三条第一項、第二十条から第二十七条まで、第二十八条第一項又は第二十九条の規定に違反した<u>者</u> 二 第七条第一項又は第二項の規定により付けた条件に違反した<u>者</u> 三 第十一条第二項、第十二条第一項又は第二十八条第二項の規定に基づく命令に違反した<u>者</u> 2 (略) 第三十六条 第十四条第一項（第三十条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した<u>者</u>は、科料に処する。

附 則

- この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第三十五条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）及び第三十六条の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(案)

群馬県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

第1 改正理由

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

2 文言の適正化

両罰規定の対象となる規定（規則第35条及び第36条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

第2 改正内容

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第35条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

2 文言の適正化

規則第35条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第36条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第3 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障

本改正については形式的な改正であり、規則の内容について変更が生じるものではない。

なお、令和7年1月22日に群馬県内水面漁場管理委員会を開催し、本改正について諮問したところ、異議がない旨の答申を受けた。

以上のことから、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断している。

第4 施行期日

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第35条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）及び第36条の改正規定は、公布の日から施行する。

第5 経過措置

この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

群馬県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第●号

群馬県漁業調整規則の一部を改正する規則

群馬県漁業調整規則（令和2年群馬県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第36条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第35条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）及び第36条の改正規定は、公布の日から施行する。

この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

群馬県漁業調整規則をここに公布する。

令和六年〇月〇日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第〇〇号

群馬県漁業調整規則

群馬県漁業調整規則（昭和三十九年群馬県規則第三十四号）の全部を改正する。

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	採捕の許可（第三条―第十九条）
第三章	水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第二十条―第三十条）
第四章	漁業の取締り（第三十一条）
第五章	雑則（第三十二条―第三十四条）
第六章	罰則（第三十五条―第三十八条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令と相まって、群馬県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（代表者の届出）

第二条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第二章 採捕の許可

（水産動植物の採捕の許可）

第三条 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 一 やな
- 二 せきうけ
- 三 あゆ瀬張網
- 四 待網（方言おどり上り）
- 五 地びき網
- 六 四手網（又手網及び出し網を含み、間口一・五メートル以上のものに限る。）
- 七 ささ網

八 かすみ網（さし網及びながし網を含む。）

九 まや漁法

十 うなわ漁法

2 前項（第一号を除く。）の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

二 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

（許可の申請）

第四条 前条第一項の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕の種類

三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類

四 漁具の数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をしようかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可をしない場合）

第五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

一 申請者が次条各号のいずれかに該当する者である場合

二 漁業調整のため必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により採捕の許可をしないときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について 弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可についての適格性）

第六条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

（許可の条件）

第七条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、採捕の

許可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

い。

（許可の有効期間）

第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

（許可の失効）

第九条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

（休業による許可の取消し）

第十条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十二条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二十條第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第三條第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開 により行わなければならない。

（適格性の喪失等による許可の取消し等）

第十一条 知事は、採捕の許可を受けた者が第六条各号のいずれかに該当することとなったときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を取り消さなければならない。

2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（公益上の必要による許可の取消し等）

第十二条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、群馬県内水面漁場管理委員会の意

見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第十三条 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 採捕に従事する者の氏名及び住所

三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

四 許可の有効期間

五 条件

六 その他参考となるべき事項

(許可証の携帯の義務)

第十四条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十五条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第十六条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕の種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第十七条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十八条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第七条第二項の規定により採捕の許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

二 第十一条第二項又は第十二条第一項の規定により、許可を変更したとき。

三 第十六条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第十九条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(保護水面における採捕の禁止)

第二十条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面(水産資源保護法第十八条第一項の規定により指定されたものをいう。)の区域において、同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	水産動植物
次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から上流のニシブタ沢の区域 基点1 吾妻郡中之条町大字入山字沼山四千五十九番の三地先のニシブタ沢 左岸に保護水面の管理者(以下「管理者」という。)全ての水産動植物が建設した標柱の位置 基点2 吾妻郡中之条町大字入山字沼山四千五十九番の三地先のニシブタ沢 右岸に管理者が建設した標柱の位置	全ての水産動植物

第二十一条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物		禁止期間
あゆ	全長十五センチメートルを超えるいなな、さくらます（降海した後に溯河したものに限る。以下同じ。）及びやまめ（さくらますのうち降海しないで淡水域に留まるものに限る。以下同じ。）	一月一日から五月三十一日まで
さけ		九月二十一日から翌年二月末日まで
わかさぎ		一月一日から十二月三十一日まで
		四月一日から五月三十一日まで

（全長等の制限）

第二十二条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	全長
いわな、さくらます及びやまめ	全長十五センチメートル以下
うぐい（方言くき）	全長八センチメートル以下
うなぎ	全長三十センチメートル以下

2 何人も、さけ、やまめ、さくらます又はいわなの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前二項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
（漁具又は漁法の制限及び禁止）

第二十三条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

一 水中に電流を通じてする漁法

二 瀬干漁法

- 三 う使漁法
- 四 霜寄羽根雑漁法（方言）
- 五 石ぐら漁法
- 六 切込漁法（方言）
- 七 石こじ及び石打漁法（方言）
- 八 びんづけ（方言）、箱づけ（方言）、桶づけ（方言）その他これらに類する漁法
- 九 やす、針その他これらに類するものを放射する漁法
- 十 火振り（方言夜振り）

第二十四条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範囲
四手網	網目の大きさ十五センチメートルにつき十三節以下
地びき網	網たけが二十八メートル以下で、網目の大きさ十五センチメートルにつき十節以下
その他の網類（わかさぎ、もろこ又はえびを採捕するものを除く。）	網目の大きさ十五センチメートルにつき十六節以下
網えり	網目（金網を含む。）の大きさ一・五センチメートル以上
簀えり	簀目の大きさ一センチメートル以上

（禁止区域等）

第二十五条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- 一 片品川筋 利根郡昭和村大字貝之瀬地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る水面
- 二 利根川筋 利根郡みなかみ町幸知地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る水面
- 三 利根川筋 利根郡みなかみ町上牧地内東京電力リニューアブルパワー株式会社小松発電所放水口か

- ら、下流百メートルに至る水面
- 四 利根川筋 利根郡昭和村大字川額地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流三百五十メートル下流三百五十メートルに至る水面
- 五 渡良瀬川筋 桐生市黒保根町水沼地内東京電力リニューアブルパワー株式会社えん堤上流端から、上流二百メートル下流二百メートルに至る水面
- 六 鐺川筋 藤岡市大字上落合地内中村堰土地改良区中村堰取入口えん堤上流端から、上流五十メートル下流百メートルに至る水面
- 七 鐺川筋 高崎市吉井町馬庭地内馬庭堰土地改良区馬庭堰取入口えん堤上流端から、上流五十メートル下流百メートルに至る水面
- 八 利根川筋 左岸群馬県邑楽郡千代田町上中森地先右岸埼玉県行田市須賀地先の利根大堰えん堤上流端から、上流百六十メートル下流二百メートルに至る水面
- 九 利根川筋 前橋市大手町三丁目群馬県柳原発電所放水口から、利根川合流までの柳原放水路の水面
- 十 渡良瀬川筋 桐生市広沢町五丁目地先の太田頭首工えん堤上流端から、上流百メートル下流二百メートルに至る水面
- 十一 渡良瀬川筋 館林市大字大島地先の邑楽頭首工えん堤上流端から、上流百メートル下流二百メートルに至る水面
- 第二十六条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
あゆ	十月一日から同月三十一日まで	利根川筋 伊勢崎市境平塚地先上武大橋上流端から、上流千五百メートル下流五百メートルに至る水面

（溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限）

第二十七条 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、河川流幅の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第二十八条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

(砂れきの採取禁止)

第二十九条 第二十五条及び第二十六条に規定する区域内においては、砂れきの採取を行ってはならない。ただし、知事が群馬県内水面漁場管理委員会に諮り特に必要と認めた場合又は河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者若しくはその委託を受けた者が河川管理のため砂れきの採取を行う場合は、この限りでない。

(試験研究等の適用除外)

第三十条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

六 採捕の期間及び区域

七 使用する漁具及び漁法

八 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 適用除外の事項

三 採捕する水産動植物の種類及び数量

四 採捕の期間及び区域

五 使用する漁具及び漁法

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

八 許可の有効期間

九 条件

4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付する。」とあるのは、「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第十四条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。

第四章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第三十一条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第三十二条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第三十三条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(添付書類の省略)

第三十四条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第六章 罰則

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項、第二十条から第二十七条まで、第二十八条第一項又は第二十九条の規定に違反したとき。

- 二 第七条第一項又は第二項の規定により付けた条件に違反したとき。
- 三 第十一条第二項、第十二条第一項又は第二十八条第二項の規定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。
- 第三十六条 第十四条第一項（第三十条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。
- 第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十五条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。
- 第三十八条 第十四条第三項（第三十条第八項において準用する場合を含む。）、第十五条から第十七条まで、第十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第三十五条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。）及び第三十六条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(別添)

○都道府県漁業調整規則例（令和二年四月二十八日付け二水管第百五十五号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四條第一項又は第三十二條第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 一 三 （略） 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。 第五十四条 第六十條 （略） 第六十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁、刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十四條第一項、第三十五條から第四十條まで、第四十一條第一項若しくは第三項、第四十二條から第四十五條まで、第四十七條第一項、第四十八條第一項又は第四十九條の規定に違反したとき。 二 第三十二條第四項若しくは第五項、第三十四條第十三項において準用する第十三條第一項若しくは第二項又は第四十八條第三項の規定により付けた条件に違反したとき。	第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四條第一項又は第三十二條第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 一 三 （略） （新設） 第五十四条 第六十條 （略） 第六十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十四條第一項、第三十五條から第四十條まで、第四十一條第一項若しくは第三項、第四十二條から第四十五條まで、第四十七條第一項、第四十八條第一項又は第四十九條の規定に違反した者 二 第三十二條第四項若しくは第五項、第三十四條第十三項において準用する第十三條第一項若しくは第二項又は第四十八條第三項の規定により付けた条件に違反した者

三 第二十三条第一項（第三十二条第十一項及び第三十四条第十 三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第八項、第 三十四条第十三項において準用する第二十二條第二項、第四十 七条第二項又は第五十二條第一項の規定に基づく命令に違反し たとき。 2 （略） 第六十二条 第二十五条第一項（第三十二条第十一項及び第五十 条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十四 条第十項又は第四十六条第一項の規定に違反したときは、当該違 反行為をした者は、科料に処する。	三 第二十三条第一項（第三十二条第十一項及び第三十四条第十 三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第八項、第 三十四条第十三項において準用する第二十二條第二項、第四十 七条第二項又は第五十二條第一項の規定に基づく命令に違反し た者 2 （略） 第六十二条 第二十五条第一項（第三十二条第十一項及び第五十 条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十四 条第十項又は第四十六条第一項の規定に違反した者は、科料に処 する。
--	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十一条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七
年六月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。